

## 第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）の策定方針

### 1. 策定趣旨

本市は、平成25年8月に「下関市における地域内分権の推進方向」を策定し、地域の力を活かした「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するため、平成27年1月に基本方針や具体的な施策などを示す「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、取組を進めてきました。

その主な成果として、「まちづくり協議会」が市内全17地区において設立され、住民主体の地域課題の解決や地域活性化に向けた取組が行われています。

本市においては、人口減少・少子高齢化が進む中、市民と行政がまちづくりのパートナーとなり、行政のみならず地域自らの力によって、地域の課題を解決していく仕組みづくりがますます重要となっており、本施策を引き続き進めていくことが必要です。

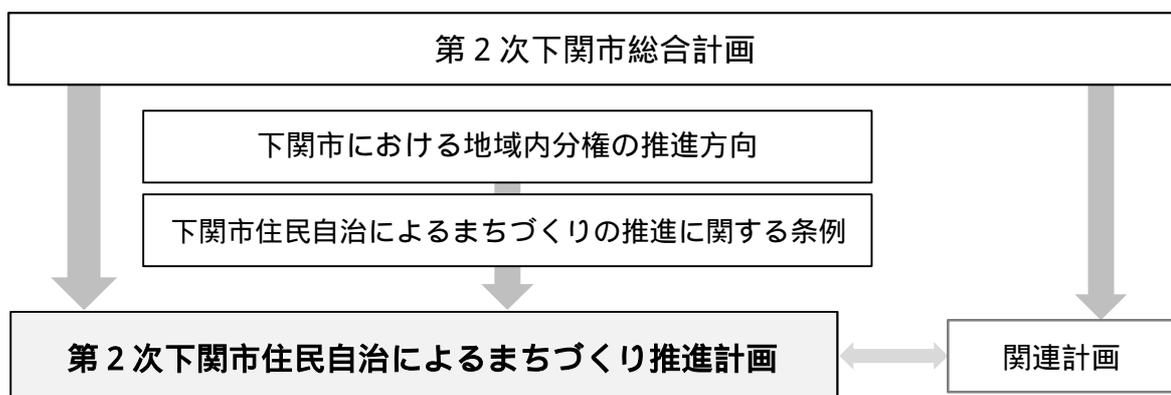
そこで、平成27年度から平成31年度までの5年間の取組による成果や課題を踏まえ、本施策をさらに効率的・効果的に推進するため、「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定することとします。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、「第2次下関市総合計画」を上位計画とし、それに基づいた分野別計画として位置づけます。

また、各施策については「下関市における地域内分権の推進方向」の考えを踏まえて制定された「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を根拠として取り組みます。

なお、施策の推進にあたっては、関連する分野別計画である「第3次下関市市民活動促進基本計画」や「第3期下関市地域福祉計画」等との整合性を図ります。



### 3. 策定作業

策定作業については、市民部まちづくり政策課が中心となって実施します。また、以下の方法を用いて、まちづくり協議会や市民の意見を本計画に反映します。

(1) 下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会の設置

学識経験者、市民活動団体の代表者等で組織する委員会(10人以内)を設置し、計画策定の各段階において、意見聴取を行うこととし、当該委員会の意見を計画に反映します。

(2) まちづくり協議会へのヒアリング

市内17地区のまちづくり協議会に意見聴取を行い、計画に反映させることで、本計画の実行性を高めます。

(3) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求め、計画に反映します。

### 4. 策定スケジュール(予定)

(令和元年度)

	市	検討委員会	まちづくり協議会	市民等	市議会
4月					
5月					
6月	原案の作成	委員会の設置			
7月		委員会の開催	ネットワーク会議		
8月	庁内意見照会				
9月		委員会の開催			報告(進捗状況)
10月	素案の作成				
11月				パブリックコメント	
12月		委員会の開催			報告(進捗状況)
1月	案の作成	委員会の開催			
2月	計画策定				
3月			ネットワーク会議		報告(策定)